

呉市総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札を実施する場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を適正かつ厳正に執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 総合評価方式の種類は、次に掲げるとおりとし、当該各号に掲げるものに採用する。

- (1) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さいと認められる建設工事であって、入札者の提示する同種・類似工事の施工実績、配置予定技術者の能力、工事成績、入札価格等を一体として評価することが妥当とされるもの
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さいと認められる建設工事であって、入札者の提示する簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、配置予定技術者の能力、工事成績、入札価格等を一体として評価することが妥当とされるもの
- (3) 標準型 技術的な工夫の余地が大きいと認められる建設工事であって、入札者の提示する安全対策、交通や環境への配慮、工期の短縮、入札価格等を一体として評価することが妥当とされるもの
- (4) 高度技術提案型 技術的な工夫の余地が大きいと認められる建設工事であって、設計等業務を含めた観点から、入札者の提示する工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観への配慮、ライフサイクルコスト、入札価格等を一体として評価することが妥当とされるもの

2 前項に規定する総合評価方式の種類は、呉市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(対象工事)

第3条 総合評価方式により入札を実施する工事（以下「対象工事」という。）は、入札参加者及び配置予定技術者の技術力等並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事、委員会が適当と認めた工事とする。

2 前項の規定により総合評価方式を実施する場合の設計金額及び種類の適用区分は、次

のとおりとする。

ただし、6億円以上の土木工事及び建築工事については、前項の規定にかかわらず簡易型により入札を実施するものとする。

(1) 設計金額が概ね1,000万円以上1億円未満の工事 特別簡易型

(2) 設計金額が1億円以上6億円未満の工事 簡易型

3 市長は、工事の内容から技術的な工夫の余地が大きいと判断できる工事については、前項の規定にかかわらず、標準型又は高度技術提案型での総合評価方式による入札を実施することができるものとする。

4 総合評価方式で入札実施し、当該入札が不調となった場合は、第2項の規定にかかわらず一般競争入札で実施することができる。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、対象工事ごとに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5条 市長は、対象工事の入札公告等を行う際は、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「評価資料」という。）の内容、提出期限等

(2) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、評価資料等を入札公告に定める日時までに提出させるものとし、提出された評価資料等は返却しないものとする。

2 評価資料を提出しない入札者及び評価資料に必要事項が記載されていない入札者の入札は、無効とする。

3 評価資料の作成及び提出に要した一切の費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価方法その他必要な基準を、委員会の審議を経て定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる項目等に応じ、当該各号に定める要件により定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、対象工事の目的、内容等により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

加算点は、評価項目ごとの得点の合計を10点満点から50点満点までの得点に換算（小数第2位を四捨五入し、小数第1位とする。）して、定めるものとする。

(評価値の算出方法)

第9条 価格その他の条件の総合評価は、前条第3号に掲げる加算点に標準点である100点を加えて得た数値（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、次に掲げる式を標準算式とする。

(1) 技術評価点＝加算点＋標準点

(2) 評価値＝技術評価点／入札価格（税抜き、単位：円）×1,000,000（小数第5位を四捨五入し、小数第4位とする。）

ただし、予定価格が10億円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上の場合には、乗じる数値を10,000,000とする。

(落札者決定の方法)

第10条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 前項の規定に関わらず、評価値の最も高い者が呉市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成30年4月24日実施）第3条第8号に規定する調査対象者であるときは、同要領第16条第1項に規定する適正基準を満たすと認められる場合でなければ落札者とならないものとする。

3 評価値の最も高い者（前項において適正基準を満たすと認められたものを含む。）が2以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、これらの者のうちにくじ引きに参加できない者があるときは、当該者のくじを入札事務に関係のない職員に引かせて、くじ引きを行うものとする。

4 前項の規定に関わらず、入札を呉市電子入札実施要領（平成23年4月1日実施）に定めるところによる電子入札システムを使用して行う場合は、同要領第14条第5項の規定による電子くじを実施し落札者を決定するものとする。この場合において、同規定中「同価」を「同じ評価値」と読み替えるものとする。

5 前4項において、入札を事後審査方式（入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する方式）で行う場合は、前4項中「落札者」を「第一落札候補者」と読み替えて適用する。この場合において、第一落札候補者は、審査により入札に参加する者に必要な資格を有していると認められなければ落札者とならないものとする。

（入札結果の公表及び説明請求）

第11条 評価資料の評価内容ごとの評価結果、入札価格及び評価値については、公表するものとする。

2 入札者は、自らの価格以外の評価結果についての説明を前項の規定による公表があった日から起算して3日（呉市の休日を定める条例（平成元年呉市条例第35号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に請求することができるものとする。

（評価内容の担保等）

第12条 落札者の責めにより、契約時における価格以外の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、市長は、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績採点表及び考査項目別運用表の「法令遵守等」において、満たしていない評価内容毎に5点を減じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月20日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成３０年５月２２日から実施する。